

函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における火災の発生及び延焼による被害を軽減し、町民の生命、身体及び財産を保護するため、感震ブレーカー設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（昭和48年函南町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 感震ブレーカー 一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有する感震ブレーカー及び一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨する感震ブレーカーをいう。
- (2) 既存住宅 町内に存する住宅をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自らが所有する既存住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者
- (2) 自らが居住する既存住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者（当該住宅の所有者又は管理者から感震ブレーカーの設置の承諾を受けた者に限る。）

(補助の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、住宅1棟（当該住宅が共同住宅又は長屋である場合にあっては、1住戸）につき3万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅が町内の住宅であることを確認することができる書類
- (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面
- (3) 補助対象経費が分かる書類

- (4) 設置しようとする感震ブレーカーの種類が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を行った上でその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付変更（中止）申請書（様式第3号）に第6条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置が完了したことを示す写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地調査等を行った上でその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(請求)

第11条 補助金の交付確定を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、函南町感震ブレーカー設置事業費補助金請求書（様式第7号）を速やかに町長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。